

## 速記録

### 第3回土器川関係市町長の意見を聴く会

日時 平成24年2月29日(水)

午前10時 0分 開会

午前10時52分 閉会

場所 丸亀市民会館 2階中ホール

〔午前10時 0分 開会〕

## 1．開会

司会

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより「第3回土器川関係市町長の意見を聴く会」を開催させていただきます。

私は本日の司会進行を務めます国土交通省香川河川国道事務所事務担当副所長の楠目でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様へお願いを申し上げます。お手元の配付資料の傍聴に当たってのお願いをごらんください。傍聴者の方々は、本会議におきましては発言はできません。

なお、会議中は携帯電話をマナーモードに設定していただくか、電源をお切りください。円滑な議事進行のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。初めに、開会に当たりまして国土交通省香川河川国道事務所長の中山よりごあいさつを申し上げます。

## 2．香川河川国道事務所長挨拶

事務局

事務所長の中山でございます。3月議会の始まる直前のお忙しい中を本日もご出席いただきましてありがとうございます。

昨年3月の東日本大震災から1年がたとうとしておりますけれども、昨年はこの地震のほかにも大雨による災害が全国で数多く発生しました。この土器川におきましても、何度も大水が出ましたけれども、幸い大きな被害はございませんでした。今、土器川の今後の整備につきましてご意見をいただいているところでございますけれども、私ども、この計画に基づきまして洪水や地震によって被害が生じないように、今後とも整備に努めていきたいと思っております。

本日は、整備計画【素案】について説明させていただきます。ご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3．市町長紹介

司会

続きましては、本日のご出席の市町長の皆様ですが、時間が限られておりますので、司会の方でご紹介させていただきます。

丸亀市、新井哲二市長様。

丸亀市長（新井哲二）

お願いします。

司会

坂出市長は所要のためご欠席でございます。代理として加藤副市長様が出席されております。

坂出市長代理（加藤副市長）

（着席のまま一礼）

司会

善通寺市、平岡政典市長様。

善通寺市長（平岡政典）

（着席のまま一礼）

司会

宇多津町長は所用のためご欠席でございます。代理として建設課長様が出席されております。

宇多津町長代理（建設課長）

（着席のまま一礼）

司会

まんのう町の栗田隆義町長様。

まんのう町長（栗田隆義）

（着席のまま一礼）

司会

なお、琴平町長におかれましては、所要のため本日はご欠席でございます。以上の方々でございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の議事であります記事次第の4、5について事務局の方からご説明をいただいた後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局から土器川水系河川整備計画策定の進め方について説明をお願いいたします。

#### 4．土器川水系河川整備計画策定の進め方について

事務局

香川河川国道事務所河川担当の副所長しております高井でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議事次第の4番ですけれども、「土器川水系河川整備計画策定の進め方について」説明させていただきます。資料 - 3 の4ページでございます。

土器川水系では平成19年8月に河川整備基本方針を策定しておりまして、今後の河川整備計画を策定するに当たりまして、学識経験者や流域住民の方あるいは関係市町長のご意見をお聞きし、これまでの意見を聴く会等におきましていただいた意見を反映しまして、今後おおむね30年間の具体的な河川整備内容を示す土器川水系河川整備計画【素案】を作成し、平成23年3月14日に公表しております。その後、3月22日に第3回の土器川流域住民の意見を聴く会を開催し、また平成24年2月24日に第4回の土器川流域学識者会議を開催しまして、【素案】に関するさまざまな意見をいただいております。本日の会議は、土器川関係市町長の皆様より【素案】に関してご意見を伺う場でございます。

続きまして資料の5ページ、計画段階評価の導入でございますけれども、土器川水系河川整備計画は下流の蓬莱橋の架け替え等の新規事業を含むため、河川整備計画の検討段階において計画段階評価を実施しております。

次、資料の6ページでございます。治水代替案比較の追加検討としまして、下流部の治水選定対策案としましてここにございます案 右岸引堤 + 河床掘削案を提示させていただいておりますが、今回治水代替案比較の詳細な追加検討をしました。

資料の7ページでございます。第1回の関係市町長さんの会議におきまして、案 河床掘削案を提示しておりますが、この案におきましては量的な安全は達成できるものの、質的な安全としての河床根固の敷設といった案では局所洗掘の抜本的な改善とはならないといった議論がございまして、今回は案 河床掘削案につきまして量的、質的な安全がともに確保される対策案、案 - A、案 - B の2つの案を追加しまして、再度すべての治水代替案の比較検討を実施しました。

続きまして、資料の8ページでございます。追加治水代替案の概要でございます。案 - Aでございますけれども、これは従来の河床掘削にさらに河岸の強化としまして、想定される最大洗掘深に対しても堤防が安全な河岸の強化を図るということで、護岸の基礎に

鋼管矢板を実施するというのと既設の蓬莱橋の橋脚の補強を実施するといった案でございます。

続きまして、右側の案 - Bでございます。これは河床掘削とそれに洗掘防止を追加するというので、局所洗掘を進行させないため、河床3面張りコンクリートを実施します。また、既設の蓬莱橋の橋脚補強も行います。

こういった2つの案を新たに追加しまして、再度治水代替案の検討を実施しております。

続きまして9ページです。治水代替案の比較の検討結果でございます。これにつきましては、それぞれ各項目について比較をしております。まずは、安全度につきましてはすべての案とも質的あるいは量的な安全が確保できるということ。それで、次にコストでございますけれども、この中では案 が事業費的にも約68億円ほどでございますが、最も安価であるということです。次に実現性でございますけれども、家屋移転のない案 - A、案 - Bがほかの案に比べて有利ということでございます。それから、地域社会への影響につきましては、案 - A、案 - Bがほかの案に比べて有利というようなことでございます。次に環境への影響でございますけれども、影響の最小化あるいは早期復元の可能性から案 、案 が他の案に比べて有利であるというような比較案となっております。総合的な評価としまして、一番下でございますけれども、安全度とかコスト面あるいは環境面からの総合的な判断によりまして、案 右岸引堤+河床掘削案の選定をしております。

次に資料の10ページでございます。これまでの意見を聴く会開催の経緯についてでございます。まず、それぞれの段階を踏んでこれまで意見を聴く会を実施しております。

まず 段階としましては、河川整備の計画段階での治水あるいは環境対策案の検討内容につきまして、平成22年11月から12月にかけて流域学識者会議を2回、また流域住民の意見を聴く会を1回、関係市町長の意見を聴く会を1回の計4回開催しまして、多くの皆様からご意見をいただいております。また、ホームページ、ファックス、ハガキ等によるパブリックコメントも実施しております。

次に、 段階としまして、 段階をいただいたご意見を反映した河川整備計画【素案】(案)を作成しまして、平成23年2月に学識者、流域住民、関係市町長の意見を聴く会を合わせて3回開催しまして、【素案】(案)に関するご意見をいただいております。

さらに 段階としまして、 段階でいただいたご意見を反映した河川整備計画の【素案】を作成しまして、平成23年3月に流域住民の意見意見を聴く会を開催、また24年2月に学識者会議を開催しまして【素案】に関するご意見をいただきました。また、リーフレ

ットを配布しまして、ホームページ、ファックス、ハガキ等によるパブリックコメントも実施しております。

次に資料の11ページでございますけれども、本会議の位置づけでございます。先ほども申しましたように、それぞれ 段階で河川整備の計画段階における検討内容について意見をいただきました。 段階で【素案】（案）に関する意見をいただいております。 、 段階でいただいた意見を反映、参考に平成23年3月14日に整備計画の素案を公表しております。

その後、平成23年3月22日に第3回土器川流域住民の意見を聴く会、平成24年2月24日には第4回の流域学識者会議を開催し、【素案】に関する意見をいただいております。本日の会議は関係市町長の皆様より【素案】に関するご意見を伺う場でございます。

次に、資料の12ページでございますけれども、河川整備計画に係る意見の整理でございますけれども、まずは 段階では河川整備の計画段階における意見をいただいております。学識者会議、第1回から第2回、それから住民の意見を聴く会、第1回、それから市町長の意見を聴く会が第1回、またパブリックコメントによりまして河川整備にかかるさまざまな意見を合わせて124件いただいております。

これらの意見を各テーマに分けまして、この河川整備に関する意見につきましてさらに事項ごと、共通、治水、環境、管理あるいは利水等に分類しまして、河川整備計画【素案】（案）に意見を反映しました。

次に 段階でございますけれども、河川整備計画【素案】（案）に関する意見をいただいております。学識者会議、住民の意見を聴く会、市町長の意見を聴く会の各会議におきまして、河川整備計画【素案】（案）に関するさまざまな意見を合わせて65件いただいております。これらを各テーマに分類しまして、このうち河川整備計画【素案】（案）に関する意見について、さらに事項ごと、共通、流域概要、基本理念、治水、危機管理、維持管理、利水、水質、環境に分類しまして、河川整備計画【素案】に意見を反映しております。

以上が「土器川水系河川整備計画の策定の進め方について」でございます。

## 5. 土器川水系河川整備計画【素案】について

事務局

続きまして議事次第の5番、「土器川水系河川整備計画【素案】について」説明いたし

ます。

資料の16ページでございます。まず、素案の目次でございますけれども、大きく5つの項目で構成をしております、これは【素案】(案)からの変更はございません。

次に、土器川水系河川整備計画【素案】の概要でございます。河川整備の基本理念で大きく3つの基本理念で構成しております。これも素案(案)より変更はございません。

続きまして18ページ、治水に関する項目の概要でございます。ここに示します から の大きな4つの項目で構成しております。

続きまして19ページ、治水対策のメニューの概要でございます。先ほど申しました大きなメニューの4項目のうちの「洪水を安全に流下させるための対応」としまして、図にございます下流部の土器箇所、さらに飯野箇所の引堤あるいは堤防整備、河道掘削がございまして、上流の方に行きまして長尾箇所の堤防整備、さらに上流端の炭所東箇所における河道拡幅がございまして。

あと、「局所的な深掘れや河岸浸食への対応」としまして、土器箇所における局所洗掘対策、また上流部の長尾箇所における河床安定化対策といった治水対策のメニューがございまして。

次に「維持管理に関する項目の概要」でございます。「河川の維持管理」と「地域と一体となった河川管理」といった項目で構成しております。

続きまして21ページ、「危機管理体制の整備に関する項目の概要」でございます。施設能力以上の洪水や地震等が発生した場合においても、被害を最小限に抑えるために、平常時から防災意識の向上を図るということで、ここに示します 番から 番の10の項目について各概要を記載しております。

次に22ページです。「利水に関する項目の概要」でございます。大きく2つございまして、「流水の正常な機能の維持」ということと「河川水の適正な利用」、この大きな項目についての概要を記載しております。

次に、「河川環境に関する項目の概要」でございます。 から の4項目につきまして記載をさせていただいております。

次に、整備計画素案の説明でございます。1番としまして、【素案】(案)に関する意見を集約し、テーマ分類した意見ごとに「四国地方整備局の考え方」を示します。2番としまして、「四国地方整備局の考え方」に対しては、該当する【素案】の記載文を説明します。意見に対する文章としまして赤字のアンダーラインで、資料-2の素案の中では青

字で表現しています。それから、意見を踏まえた修正・追加文章につきましては、赤の斜め字のアンダーライン、資料 - 2 の素案では赤字で記載をしております。それから3番、いただいた意見はできる限り【素案】に反映することとしまして、反映できない意見については、その理由を示しております。これは資料 - 4 の方を参照いただければと思います。

それでは、テーマ分類しました意見に対しまして、その対応と素案の記載文を説明させていただきます。

25ページの方です。まず、共通テーマの治水・利水・環境等の各項目間の優先順位・バランスにつきまして、どうバランスをとるかといった表現が欲しいといった意見がございました。これにつきましては、「河川整備の基本理念」の中で「治水・利水・環境のバランス・調和を図る」といったことで、素案の60ページの河川整備の基本理念の中で赤字とアンダーラインで書いていますように、「治水・利水・環境上のさまざまな課題について調和を図りながら、各施策を総合的に実施する」といった記載にさせていただいております。

次に26ページ、共通テーマの基本方針と整備計画の対応関係について、基本方針に対する整備計画の達成度等がわかるようにという意見がございました。これにつきましては、治水・利水・環境の各項目において目標を記載しております。素案の63ページ、65ページ、66ページの方に、「治水・利水・環境の整備計画の目標」を記載させていただいております。

続きまして27ページでございます。共通テーマの土器川をよく知るためにということで、広い範囲を対象に住民を含めた勉強会が必要であるといった意見がございました。これにつきましては、土器川では地域住民と協力した河川管理を推進しております。素案の95ページの「(4) 地域と一体となった河川管理」の中で、赤字とアンダーラインのところで「住民参加型の河川管理の推進」ということと「地域住民の土器川に関する関心を高め、治水、利水、環境、防災等についての知識、理解を深めるさまざまな活動を行う」といった記載にさせてもらっております。

続きまして28ページ、基本理念でございますけれども、基本理念の記述について基本方針の表現と少し違うのではないかといった意見がございました。これにつきましては、素案の60ページの中で「治水・利水・環境」といった表現に修正をしております。

同じく基本理念における利水について、基本理念の中で利水も含めて明記した方がいいという意見がございました。これにつきましては、素案の61ページの河川整備の基本理念



の中で「水利用も含め」といった言葉を追加しております。

続きまして30ページ、被害軽減の表現について。被害軽減の表現が適当でないというような意見がございました。これにつきましては、素案の30ページの方で「(3)危機管理」、「土器川では、戦後の香川県による改修及び国による河川整備を推進してきている」といった表現に修正をしております。

それから31ページ、清水へのポンプの整備についてということで、清水川にポンプを設置して欲しいといった意見がございました。これにつきましては、新たな排水ポンプの設置は、現状では非常に厳しい状況にあります。国の対応としまして、排水ポンプ車による被害軽減に備えるということとしておりまして、素案の89ページ「5)地震及び洪水への対応」の中で、「保有する排水ポンプ車等の災害対策用機械の出動を行うことで、被害の防止・軽減に努める」といった表現にさせていただいております。

それから、同じ治水の中の古子川の救急排水ポンプ規模について。古子川のポンプでは規模が小さ過ぎるといった意見がございます。これにつきましては、平成16年洪水における古子川の浸水は、古子川の河道断面が不足しているためと考えられます。このため、本整備計画ではポンプ増設の必要性や優先性は低いと判断されますが、今後の状況を踏まえまして、必要な計画見直しが生じた場合、本整備計画の見直しを行いますといったことで、素案の63ページの方で、「今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする」といった記載にさせていただいております。

それから、同じく33ページの治水の河床掘削について。河床が高く、流下能力不足の箇所は掘削する必要があるのではないかというふうな意見がございます。現状の土器川の河床は、経年的に見ますとおおむね安定傾向にあるというふうに考えておりますが、今後の河床変化等のモニタリング、計画見直しの必要性に応じまして、本整備計画の見直しを行いますということで、素案の63ページ、この中で「今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする」といった表現にさせていただいております。

それから、34ページで危機管理中の危機管理の基本的な考え方について。整備計画の限界を明記するとともに、地域と連携したソフト対策併用が必要であるというふうな意見がございます。これにつきましては、素案の63ページの方で「基準地点菟川橋より下流において $1,250\text{m}^3/\text{s}$ の洪水を安全に流下させる」「ただし、整備の目標を超える規模の洪水

が発生した場合は、被害発生の危険性は避けられないため、関係機関や地域住民と連携し、被害の軽減に向けた取り組みを推進する」といった表現にしております。

それから35ページ、整備計画の必要性説明の導入表現について。危機管理の必要性の説明について、整備計画の位置づけが説明不足であるというふうな意見がございました。これにつきましては、素案63ページに「過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図る」といった表現にしております。

次に資料の36ページ、37ページでございますけれども、河川情報の活用について。もっと、より具体的な方針を示すべきであるといった意見がございました。これにつきましては、素案の86ページの方に、「1）河川情報の収集・提供」の中で「防災情報の提供にあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、関係機関と連携・調整し、必要に応じて情報の改善・拡充に努める」といった表現にしております。

それから、素案の96ページで「5-2 河川情報の発信と共有」。「関係機関や地域住民と土器川流域に関する情報を共有・活用ができるような施設整備、体制づくりを進める」といった表現にしております。

それから、危機管理のテーマの自主防災についてということで、自主防災活動促進に向けて協力して欲しいという意見がございました。これにつきましては、素案の86ページから91ページにかけて「（2）危機管理体制の整備」の中で、ここがございます「1）河川情報の収集、提供」から「9）防災教育の支援」の9つの目次構成で取り組みの概要を記載しております。

続きまして、資料39ページから40ページにかけて、治水における河川美化の位置づけについてということで、河川美化は環境事項ではないのか、治水に与える影響はあるのかという意見がございました。これにつきましては、不法投棄が治水面での課題を有していることがわかる文章に修正します。また、タイトルも修正しております。素案の29ページの「4）不法投棄対策」といった形で修正しております。また、文章の方も「洪水時には、流水の妨げや流出して河川管理施設等の所定の機能発揮の妨げとなるおそれがある」というような文章を追加しております。

それから、素案の85ページの方で「6）不法投棄対策」、文章の中身の方も「不法投棄

対策及び」を追加しております。

次に資料の41ページでございます。ゴルフ禁止の看板設定と通報についてということで、ゴルフ禁止区域や通報の仕方がわかるような看板を設置して欲しいという意見がございました。これにつきましては、素案の93ページの「(2)河川空間の適正な利用」の中で、「引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、現状の河川利用機能の維持に努める」という記載にしております。

次に42ページでございます。水質の利水と環境の位置づけについて。基本方針では、環境事項に水質が含まれるので、整合を図る必要があるのではないかという意見がございました。これにつきましては、水質を環境事項に記載し基本方針との整合性を図ります。素案の57ページの方で、「(4)水質」、また68ページで「(4)水質の改善」、94ページの方で「(3)水質の改善」というふうに、環境事項の方に水質を入れております。

それから、43ページです。水質の改善について。丸亀大橋付近の水質改善が必要であるという意見がございました。これにつきましては、浄化施設の新設等がコスト面、また効果面から実現が困難と考えております。このため、関連事業や自治体等の関係機関及び地域住民と連携して、地域と一体になった汚濁負荷の低減に努めることとしております。素案の93ページの「(3)水質の改善」の中で、「河川水質については、引き続き定期的に水質観測を行い状況を把握する」「下水道等の関連事業や自治体等の関係機関との連携・調整に努める」と。あと、「水質改善への啓発活動等に努め、地域と一体となった流域の汚濁負荷の低減に努める」という記載にさせていただいております。

それから、資料44ページから45ページでございますけれども、水路ネットワーク把握の目標について。水路ネットワーク把握の目標の表現を実施内容に合わせる必要があるというふうな意見がございました。これにつきましては、第3章の目標及び第4章の実施にて明確な表現に修正しますということで、素案の67ページ、目標の中で「『水路ネットワーク』や魚類の生息環境の調査・把握を進める」といった表現にしております。

また、75ページの第4章実施の中では、「土器川周辺の『水路ネットワーク』の調査をもとに、」といった表現に修正しております。

それから、46ページの環境水制工について。環境水制工の表現は一般的ではないという意見がございました。これにつきましては、一般的な水制工に修正をします。素案の75ページの「水辺環境の保全」の中で、「土器川の一部の水制工」といった表現に修正をしております。

それから、47ページの景観について。霞堤の河畔林景観について表現が適当でないといった意見がございます。これについては、霞堤空間の河畔林景観に表現を修正します。素案の78ページの「霞堤空間の河畔林景観の保全」といった表現に変えております。文章の中でも「霞堤空間の河畔林景観の保全に努める」といった文に修正をしております。

それから、資料48ページから49ページにかけて、森の栄養が海に届かないため、海の魚が減少していると思う。人間と生物が共存できるような豊かな土器川にして欲しい。また、豊かな生態系を保全していく対策が必要であるといった意見がございました。これに対しまして治水と環境のバランス、瀬切れの特性、水利用の実態等の複雑な関係の上に、現状の土器川の河川環境が形成されております。まずは、現状の河川環境を保全し、今後の河川環境調査等を進めながら、生態系に配慮した豊かな川を目指したいと考えております。

素案の66ページの方では、「特徴的な土器川の河川環境を保全することを目的」「土器川の特徴的な環境に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める」といった表現にしております。また93ページ、「(1)河川環境の保全、維持管理」の中で、「河川環境の保全、維持管理のため、地域住民や関係機関と連携して動植物の生息・生物・繁殖環境の保全に努める」といった表現にしております。

それから、資料50ページの樹木伐開について。動植物への影響を考慮して樹木伐採を実施してほしいという意見がございます。これにつきましては、樹木の伐開にあたっては、植生調査やモニタリング結果を踏まえ、また学識者の意見を聴きながら環境影響が最小限となるよう配慮して実施することとしております。素案の74ページの「水域と一体となった河畔林の保全」の中で、「治水に影響のない範囲でムクノキ、エノキ等の河畔林の保全に努める」といった記載にさせていただいております。

それから、資料の51ページでございます。河川敷の利用につきまして、自然状態を維持した河川敷にして欲しいという意見がございます。これにつきましては、素案の93ページの「(2)河川空間の適正な利用」の中で、「引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図るとともに、自然環境の保全に配慮しながら、現状の河川利用機能の維持に努める」といった表現にしております。

それから52ページ、上流域の環境の課題について記載をして欲しいという意見がございます。流域全体の環境の視点は重要であるとのご意見を踏まえまして、必要に応じて上流域の環境変化を確認をするとした記述を追加しております。素案の39ページの中で、「土

器川流域全体の自然・河川環境は、流域内外の縦横断連続性の中で相互に影響・関連し合いながら形成されていると考えられる。このため、土器川上流域は国管理区間外であるものの、必要に応じて、自然・河川環境の変化を確認していく必要がある」といった記載文を追加しております。

次に、土器川水系河川整備計画に関する意見の整理ということで、段階でございます土器川水系河川整備計画【素案】に関する流域住民意見聴取でございます。河川整備計画【素案】公表後に、パブリックコメントの実施とともに、第3回土器川流域住民の意見を聴く会を開催し、さまざまな意見をいただいております。流域住民の意見を聴く会では4件、パブリックコメントでは51件の合わせて55件の意見が寄せられました。

これらを各テーマに分類し、このうち河川整備計画【素案】に関する意見について、さらに事項ごと、共通、治水、危機管理、維持管理、水質、環境に分類し、河川整備計画【案】に意見を反映してまいります。

資料の55ページ、今後の予定です。これまでに段階としまして、計画段階における検討内容についての意見をいただいております。段階として、【素案】（案）に関する意見をいただきました。それで、段階でいただいた意見等を参考に、平成23年3月14日に整備計画の【素案】を公表しております。その後、第3回の流域住民の意見を聴く会、それから第4回の学識者会議を開催しまして素案に関する意見をいただいております。本日、関係市町長の皆様より【素案】についての意見をいただく予定でございます。今後は、【素案】についての意見を反映した土器川水系河川整備計画【案】を作成、公表し、平成24年度内の整備計画策定を目指しております。

これまで説明した以上が土器川水系河川整備計画【素案】についてでございます。

## 6．質疑応答

司会

ありがとうございました。それでは、これまでの説明に対する質疑応答に入らせていただきたいと思います。

丸亀市長

これは平成24年度内に整備計画を作成、公表ということで、実際に施行していくのは平成25年度からということになるのですか。

事務局

この整備計画の中に今後実施していく内容ということで盛り込まれている部分につきましては、まず平成24年度からの予算化というのは難しいとは思っています。計画策定前ですから。早くて平成25年度から着手していくということになると思います。

丸亀市長

それから、もう一つ。

この中では丸亀市で一番困っているのが、この蓬莱橋からの、東側の堤防ですけれども、この堤防幅が狭いということで今、自動車などが非常に通行しにくいのですが、右岸引堤を改修するときには、堤防の幅は従来どおりですか。

事務局

先ほどの資料の19ページの左側あたりにあります緑色の表示をしています堤防整備の箇所の話だと思うのですが、この箇所の堤防は少し断面が小さいために洪水に心配だということで、堤防整備ということでメニューとして挙げておりますので、幅は今よりは広がります。それで、今でも市道と兼用のような形になっておりますので、実際に事業にかかる前には丸亀市と十分な調整をさせていただきたいと思っております。

丸亀市長

はい、ありがとうございます。

それから、古子川とかそういうところがポンプを増設するまでもないということの意見のようすけれども、去年ですか、西汐入川の水がいっぱいになったときに、ポンプ車を出していただいてありがとうございました。車を見るだけで住民の方が非常に安堵感と申しますか、これで大丈夫だというような気持ちになるようでございますので、できましたら土器川だけではなく、危なくなったところへできるだけ要請をさせていただきたいと思っておりますので、また早めの出動をお願いしたいと思います。今日のこととあまり関係ございませんけれども、ありがとうございました。

まんのう町長

まんのう町の でございます。

今回、各方面から整備計画について、皆さん方、いろんな方の意見を聴いて時間をかけてしっかりした計画をつくっていただいておりますが、まんのう町内におきましては、19ページにもございましたように、これが土器川の上流部分ですか、特に常包橋のところのあたり、このあたりが非常に川幅が狭いということで最近のゲリラ豪雨、集中豪雨等において、橋の周辺の民家の方々は非常に心配をされておるということでござ

いますので、早くこの平成24年度中には整備計画を立てていただいて、早速平成25年度からはいろんな改修計画を実施に移していただけたらと思っております。

期待をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

私ども事業者としまして最大限の努力してまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

司会

あと、そのほかご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まだ少しお時間はありますけれども、この辺で質疑応答を終了させていただきます。

## 7．閉会

司会

市町長の皆様におかれましては、貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、十分に検討いたしまして今後の土器川水系河川整備計画にできる限り反映させていきたいと思っております。

なお、傍聴席の皆様方で、お配りした意見記入用紙に提出される方につきましては、受付に回収箱がございますので、そちらの方へお出しくだされば助かります。

それでは、お時間が少し早いのですけれども、以上をもちまして第3回土器川関係市町長の意見を聴く会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

〔午前10時52分 閉会〕